

## ロイヤルセラピスト協会賛助会員規約

### 第1条 (目的)

- このロイヤルセラピスト協会賛助会員規約（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会（以下「当協会」といいます）定款第6条に規定する賛助会員（以下「R T A 賛助会員」といいます）について必要な事項を定めることを目的とし、当協会とR T A 賛助会員との関係に適用されるものとします。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成するものとします。
- R T A 賛助会員は入会に際して本規約を承認するものとし、入会後は本規約を遵守しなければならないものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- R T A 賛助会員**  
当協会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体を指します。
- R T A 認定講座**  
当協会が認定したカリキュラムに基づいて当協会の認定講師ライセンスを有する者が開催する講座を指します。
- R T A 統一認定試験**  
R T A 認定講座を修了した者を対象として、一般社団法人日本セラピスト検定機構が当協会の委託を受けて実施する試験を指します。
- R T A 認定資格**  
R T A 統一認定試験に合格した者に与えられる資格を指します。
- 講師認定検定**  
R T A 統一認定試験に合格した者を対象として、一般社団法人日本セラピスト検定機構が当協会の委託を受けて実施する検定を指します。
- 認定講師ライセンス**  
講師認定検定を修了した者に対して付与されるライセンスを指します。

### 第3条 (入会方法)

- R T A 賛助会員として当協会に入会しようとする者（以下「入会申込者」といいます）は、本規約を承認のうえ、当協会が別に定める入会方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は、次に掲げる場合を除き、当該入会申込者の入会を認めなければならないものとします。
  - 過去に除名された者である場合
  - 過去に認定講師ライセンスの取り消し処分を受けた者である場合
  - 入会申込の際に偽名を含む虚偽の事項を申告した場合
  - 本規約に反するおそれのある場合
  - 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」といいます）である場合
  - その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合
- 理事長は、当該入会申込者の入会を認めない場合、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知するものとします。

### 第4条 (R T A 賛助会員資格及び有効期間)

- 最初のR T A 賛助会員資格の有効期間は、入会が認められた日（以下「入会日」といいます）から同日以降最初に到来する1月31日までとし、更新後のR T A 賛助会員資格の有効期間は、更新した年の2月1日から翌年の1月31日までとします。
- R T A 賛助会員資格の更新を希望するR T A 賛助会員は、有効期間満了日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて支払うものとし、当協会において支払いの確認ができ次第、R T A 賛助会員資格が更新されるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、R T A 賛助会員が、有効期間満了後1ヶ月以内に次年度の年会費を当協会所定の方法にて支払った場合には、有効期間満了日において賛助会員資格が更新されたものとみなすこととします。なお上記期間内に支払いがない場合であっても、当該R T A 賛助会員が、再度、R T A 賛助会員として当協会への入会を希望するときは、改めて第3条所定の入会手続を行なうものとし、また、R T A 賛助会員資格の譲渡、賞与、売買等をする事はできないものとします。

### 第5条 (入会金及び年会費)

R T A 賛助会員は、別途当協会が指定する方法により、入会金と年会費を納入するものとします。

- 入会金 1万円**  
ただし、R T A 統一認定試験に合格した者が合格通知日（担当のR T A 認定講師から当該合格者に対して合格の通知があった日）から起算して1ヶ月以内に入会申込をした場合には、入会金を免除するものとします。
- 年会費 1万8000円**  
ただし、初年度の年会費については、入会日の属する月から期間満了日の属する月までの月数による月割により算出された金額とします。

### 第6条 (届出事項の変更)

- R T A 賛助会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当協会に届出るものとし、それ以後も同様とします。
- R T A 賛助会員が前項により届出を怠った場合に R T A 賛助会員に生じた損害について、当協会は当協会の故意または過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

### 第7条 (R T A 賛助会員の権利)

R T A 賛助会員は、次に掲げる権利を有するものとします。

- 当協会の承認を得て、R T A 賛助会員の名称及び当協会のロゴ・商標等を用いた対外的な活動を行う権利
- 当協会が主催するR T A 賛助会員向けの勉強会、セミナーおよびオンラインサロン等に参加する権利
- 株式会社セラピストインキュベーションの販売する商品をR T A 賛助会員価格にて購入する権利
- R T A 認定講師ライセンスの付与申請をする権利
- その他当協会が定めた権利

### 第8条 (R T A 賛助会員の義務)

R T A 賛助会員は、次に掲げる義務を負うものとします。

- R T A 賛助会員は当協会の目的を遵守し、当協会の活動を支援する義務
- 当協会所定の方法により年会費を納入する義務
- その他本規定により生じる義務

### 第9条 (知的財産)

- 当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。
- R T A 賛助会員は、当協会が承認した場合を除き、当協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用することはできず、また、第三者をして使用させることはできません。

### 第10条 (R T A 賛助会員資格の喪失)

R T A 賛助会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、R T A 賛助会員資格を喪失するものとします。

- 当協会所定の方法により退会の届け出をしたとき
- 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又はR T A 賛助会員である団体が消滅したとき
- 継続して1年以上会費を滞納したとき
- 更新がなく有効期間が経過したとき
- 除名されたとき

### 第11条 (入会金、年会費およびその他の抛出品品の返還)

既に納入した入会金、年会費およびその他の抛出品品は、一切返還しないものとします。

### 第12条 (任意退会)

R T A 賛助会員は、退会の1ヵ月前までに当協会所定の方法により届け出ることにより、当協会を任意に退会することができるものとします。

### 第13条 (再入会)

- 第10条の規定により資格を喪失した者が再入会を希望し、当協会がそれを認めるときは、再入会が認められるものとします。
- 再入会に際しては、当協会所定の入会金・会費を改めて納入しなければならないものとします。

### 第14条 (除名)

- R T A 賛助会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により当該R T A 賛助会員を除名することができるものとします。
  - 当協会の定款および本規約に違反したとき
  - 当協会の名誉を傷つけ、又は定款に定める目的に反する行為をしたとき
  - 第15条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
  - 故意、過失を問わず、当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合
  - その他当協会の秩序を乱す行為をしたとき

### 第15条 (禁止事項)

R T A 賛助会員は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- R T A 認定講師ライセンスの付与を受けずに「R T A 認定講座」という名称を用いた講座を開講し、又は、R T A 認定講座で学んだ内容に関する授業または教室を行う行為
- 当協会の活動と明確に区別できない態様で同業類似団体等の活動を行う行為
- 他の会員に対するマルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、連鎖販売取引への勧誘、宗教活動または宗教団体への勧誘、その他一切の勧誘又は営業行為
- 特定の政党もしくは候補者を支持する選挙活動またはこれに類似する一切の行為
- 当協会および他の会員に対する嫌がらせ、その他の迷惑行為
- 当協会に対する虚偽の申告、当協会の指示に反する行為、その他当協会の運営・活動を妨げる行為
- 当協会の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
- 当協会、他の会員およびその他の関係者の名誉又は信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為、その他、当協会および他の会員の活動を不当に妨害する行為
- 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- 本規約、法令又は公序良俗に反する行為
- その他、当協会が不適切と判断する行為

### 第16条 (個人情報保護)

- 当協会は、当協会が保有するR T A 賛助会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報や第三者へ提供しないものとします。
  - 情報開示や第三者への提供について、該当するR T A 賛助会員の同意がある場合
  - 法令により開示を求められた場合
  - R T A 賛助会員の行為が、当協会の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護するために必要と認められる場合
  - R T A 賛助会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、当該R T A 賛助会員の同意を得ることが難しい場合
- 当協会は、R T A 賛助会員がR T A 賛助会員資格を喪失した日から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとします。

### 第17条 (免責条項)

- R T A 賛助会員は、自身の責任において当協会の活動に参加するものとし、行った一切の行為およびその結果についてはR T A 賛助会員自身が責任を負うものとします。
- R T A 賛助会員が当協会の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当該R T A 賛助会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当協会は一切の責任を負わないものとします。

### 第18条 (損害賠償)

R T A 賛助会員が、定款又は本規約に違反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該R T A 賛助会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償しなくてはならないものとします。

### 第19条 (準拠法および裁判管轄)

- 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
- 本規約または会員制度に起因または関連して紛争等が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第20条 (残存条項)

R T A 賛助会員がR T A 賛助会員資格を喪失した場合であっても、第9条、第11条、第15条から第19条および本条の規定は有効に存続するものとします。

### 第21条 (協議事項)

本規約を実施するための事項および本規約に定めのない事項は、理事会が定めるものとします。

### 第22条 (本規約の改定)

当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、同規約が当協会のウェブサイトその他適宜の場所に公開された時点で効力を生じるものとします。

附則 2022年1月1日 制定施行

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 私は、本規約に同意し、ロイヤルセラピスト協会に入会申し込みします。 |      |
| 署名日                               | 電子署名 |
| RTA 8桁ID                          |      |